



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(10 月定例会)



日時：令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 1 時 30 分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028] 1 年目の実績報告について
【情報提供】(みどり環境局戦略企画課)
- (2) 感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の推進依頼について
【情報提供】(総務局地域防災課)
- (3) 「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について
【情報提供】(生活衛生課)
- (4) 身寄りのない高齢者等への支援について
【情報提供】(高齢・障害支援課)
- (5) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に関する今後のスケジュールについて
【情報提供】(福祉保健課)
- (6) 緊急時情報受伝達システムのメール配信システムの変更及び発信訓練の実施について
【情報提供】(総務課)

- (7) 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について
【情報提供】(区政推進課)
- (8) GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウムについて
【情報提供】(区政推進課)
- (9) リチウムイオン電池等の収集開始について
【掲出依頼】(資源循環局神奈川事務所)
- (10) 年末年始の資源とごみの収集日程について
【掲出依頼 (11 月便)】(資源循環局神奈川事務所)
- (11) 第 19 回「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について
【協力御礼】(地域振興課資源化推進担当)
- (12) 令和 8 年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課)
- (13) 高齢者・自転車等の事故防止に向けたチラシの配付について
【情報提供】(地域振興課)
- (14) 「神奈川区商店街花ラリー」の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 令和 7 年度 消費生活教室の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (16) 神奈川区民まつりへの協力に対するお礼について
【協力御礼】(神奈川区民まつり実行委員会)
- (17) 第 41 回神奈川区ミニバスケットボール大会開催に伴う御協力について
【協力依頼】(大会実行委員会)

※ (1)・(3)・(4)・(7)・(8)・(9)・(10) は、市連会からの議題です。

5 その他

(1) 令和7年神奈川区新年賀詞交換会について【9月議題】

※ 10月配送便にて、各自治会町内会長様あてに案内状等を送付

《11月定例スケジュール》

(地域振興課)

① 11月区連定例会の開催について

◇日 時：令和7年11月18日（火）13時30分～

◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

② 11月の配送便（白袋）について

11月の配送便は 11月25日（火）までに送付予定です。

1 横浜みどりアップ計画[2024-2028] 1年目の実績報告について

情報提供

「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくために、「横浜みどり税」を財源の一部として活用させていただきながら「横浜みどりアップ計画」を推進しています。横浜みどりアップ計画[2024-2028] 1年目となる2024年度を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

みどり環境局 戦略企画課：千葉・永山 電話：671-2712 FAX：550-4093

2 感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の推進依頼について

情報提供

横浜市では、地震発生時における通電火災や家具転倒による負傷等の防止を目的として、感震ブレーカーの設置及び家具類の転倒防止対策の推進に取り組んでいます。皆様にご尽力をいただき、多くのご申請をいただいております。申請期限は令和8年1月31日です。重ねての周知をお願いします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 地域防災課：海野・山羽・寒河江 電話：671-3456 FAX：641-1677

3 「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について

情報提供

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので市民の皆様からの御意見を募集します。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

◇ 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・テント設置場所の地面の板・シートの設置

(2) 様式の変更

- ・施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

(3) 一出店者が複数品目を調理する際の衛生管理方法を明記

◇ 意見募集期間

令和7年11月10日（月）～令和7年12月9日（火）

◇ 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

◇ 募集案内配架場所等

(1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

(2) 横浜市ホームページ 「食の安全ヨコハマWEB」に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html>

【問合せ先】

医療局 食品衛生課 食品衛生係：瀬戸・新井 電話：671-2460 FAX：550-3587

4 身寄りのない高齢者等への支援について

身寄りのない高齢者等への支援に向け、「情報登録事業の開始」、相談窓口の設置、リーフレットの作成を行います。自治会・町内会長の皆様にも制度をご承知おきいただきたく、お知らせします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 福祉保健課：鳥海・山脇・木内 電話：671-3428 FAX：664-3622

5 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に関する今後のスケジュールについて

このたびの民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦につきましては、自治会町内会長の皆様に多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

なお、推薦結果の報告など委嘱式までの今後の主なスケジュールについて、以下のとおり情報提供させていただきます。

＜今後の主なスケジュール＞

- | | |
|-------|---|
| 10月下旬 | 横浜市推薦会、審査会 |
| 11月頃 | 厚生労働大臣あて推薦
<u>自治会町内会長及び候補者宛に郵送にて推薦結果のご報告</u> |
| 12月1日 | 委嘱状交付式（※神奈川公会堂ホールにて実施予定） |

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係：黒米・氏家・小山 電話：411-7132 FAX：316-7877

6 緊急時情報受伝達システムのメール配信システムの変更及び 発信訓練の実施について

情報提供

神奈川区では、令和2年度からメールおよび電話で避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、7月から8月における発信の結果、登録者へのメール不着が多数見受けられました。

不着の原因が解消できるまでの間、メールの発信システムを変更し、横浜市メーリングリストより発信します。変更に伴い、メールのみ、改めて発信訓練を実施します。なお、登録者において、メーリングリストへの変更に伴う作業は生じません。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたしますので、各自治会、町内会の御登録者様へ共有をお願いいたします。

【訓練実施日程等】

(1) 実施日程

令和7年11月21日（金）午後2時頃

(2) 実施内容

メーリングリストよりメールにて訓練通知を発信します。従来のシステムにあった開封状況の登録機能はございませんので、登録しているのに届かなかった場合のみ、担当宛ご連絡ください。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・杉田 電話：411-7008 FAX：316-5904

7 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について

情報提供

新たな大都市制度「特別市」の法制化の実現に向けて、自治会町内会の皆様にもご協力いただきながら、機運醸成に取り組んでいます。12月に開催するシンポジウムの概要、出前説明会のご案内、特別市の法制化に関する最近の動向をご説明いたします。シンポジウムは、広報よこはまなどで広く参加者を募集いたしますが、自治会町内会の皆様にもご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

政策経営局 制度企画課：渡邊・鈴木 電話：671-2952 FAX：663-6561

8 GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウムについて

情報提供

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウムを開催しますので、ご承知おきください。

つきましては、10 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を 1 部お送りいたします。

【問合せ先】

GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課：橋本 電話：671-4627 FAX：212-1223

9 リチウムイオン電池等の収集開始について

掲出依頼

現在、横浜市では直接回収していないリチウムイオン電池等につきまして、廃棄時の利便性を考慮して、令和 7 年 12 月から集積場所等における回収を開始します。

つきましては、10 月の配送便にて自治会町内会の掲示板への啓発チラシをお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

収集開始日：令和 7 年 12 月 1 日（月）から

【問合せ先】

資源循環局 業務課 資源化係：大野（修） 電話：671-3819 FAX：662-1225

10 年末年始の資源とごみの収集日程について

掲出依頼
(11月便)

年末年始のごみと資源物の収集は、12月31日（水）から1月4日（日）まで、お休みさせていただきます。

今年度も昨年度同様チラシの班回覧については中止し、各自治会・町内会掲示板へのチラシ掲出依頼とします。

つきましては、11月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

そのほか、各集積場所への収集日程表の貼付や、広報よこはま12月号（市版）への掲載により、市民の皆様にお知らせしてまいります。

【問合せ先】

資源循環局 業務課：中 電話：671-3815 FAX：662-1225

11 第19回「わが町かながわマナー違反一掃作戦」について

協力御礼

わが町かながわマナー違反一掃作戦は、皆様の御協力により無事終了いたしました。

多くの皆様に御参加をいただきありがとうございました。

9月24日（水）に実施した結果は次のとおりです。

参加者数	自治会町内会	686人
	82事業者	1,276人
	合計	1,962人
集まったごみの量		500kg
放置自転車・バイク対策	警告札貼付	26台
	移動台数	19台
違法駐車対策	車両への確認標章貼付	8件
	運転者等への口頭注意	17件

※提供資料はありません。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：片岡・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

12 令和8年度神奈川区交通安全功労者表彰候補者の推薦について

推薦依頼

標記功労者表彰を次のとおり行います。つきましては、該当する個人・団体がありましたら、御推薦くださいますようお願いいたします。

(推薦は単位町内会長名ではなく、地区連合町内会長名でお願いします。)

【表彰概要・依頼内容】

- ◇表 彰 対 象：別紙「神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準」を御参照ください。
- ◇推薦依頼数：地区連合町内会ごとに 個人 1名、 団体 1団体 以内
- ◇推 薦 期 限：令和7年12月5日（金）まで
- ◇提 出 先：地域振興課（神奈川区交通安全対策協議会事務局）
- ◇表 彰 式：令和8年4月に神奈川区交通安全対策協議会総会の席上にて行う予定です。詳細は別途御案内いたします。

【添付資料】

- ◇依頼文、神奈川区交通安全功労者表彰要綱・選考基準
- ◇推薦書（個人）様式1、推薦書（団体）様式2
- ◇過去（10年）の区表彰者名簿

※連長への推薦依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：桑野・松澤・段 電話：411-7095 FAX：323-2502

13 高齢者・自転車等の事故防止に向けたチラシの配付について

情報提供

神奈川警察署の人身交通事故発生状況によれば、令和7年8月末時点の神奈川県内の高齢者、自転車等の交通事故は、前年と比較して2～4割程度増加しました。

そのため、高齢者等の交通事故を防止する観点から注意喚起を促すため、道路局で作成したチラシを 10月配送便にて各自治会町内会長様あてに2種類1枚ずつ、参考までにお送りいたします。

【添付資料】

- ◇依頼文
- ◇「今の運転で大丈夫ですか？」と題するチラシ
- ◇「自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。」と題するチラシ

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：桑野・松澤・段 電話：411-7095 FAX：323-2502

14 「神奈川区商店街花ラリー」の開催について

情報提供

下記のとおり「神奈川区商店街花ラリー」を開催します。

区内の対象店舗（計23店舗の花にまつわる商品を扱うお店）を利用して、スタンプを3つ集めて応募すると、抽選で素敵な賞品をプレゼントします。

また、上記23店舗以外にも、神奈川区商店街キャラクター「かごにゃん」のポスターを掲載している店舗を利用しても花ラリーのスタンプがもらえるイベント「かごにゃんを探せ！」も同時開催します。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを1部お送りいたします。皆様、是非御参加ください。

【開催期間】

令和7年11月1日（土）～令和8年1月31日（土）

【配布場所】

「神奈川区商店街花ラリー冊子（応募用はがき付き）」は区役所ほか、区内商店街、各地区センター及び区内主要駅のPRボックスにて配布します。

【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

15 令和7年度 消費生活教室の開催について

情報提供

横浜市消費生活総合センターと神奈川区役所との共催により、消費生活教室を開催します。専門の講師をお招きし、「遺産分割・相続税」の基礎知識などを紹介します。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを1部お送りいたします。ご関心のある方は是非御参加ください。

【概 要】

◇テーマ：～元気なうちに学ぶ！「遺産分割・相続税」の基礎知識～

◇日 時：令和7年12月5日（金）14:00～16:00 （※開場：13:30～）

◇会 場：神奈川区役所 本館5階 大会議室

◇定 員：80名（事前申込み制）

◇参加方法：事前申込み制、先着順です。横浜市電子申請システムまたは電話、FAXにて、お申し込みをお願いします。

11月11日（火）9時から受付開始

【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

16 神奈川区民まつりへの協力に対するお礼について

協力御礼

神奈川区民まつりを10月12日（日）に開催し、おかげさまで盛況のうちに無事終わることができました。

開催にご協力くださいました皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、分担金を納入いただきましたお礼として10月の配送便にてささやかながら記念品をお送りいたします。

配送物品：記念品（区民まつり記念ハンドタオル） 1単会につき1枚

※提供資料はありません。

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会（地域振興課） 担当：狩野・若尾

電話：411-7087 FAX：323-2502

17 第 41 回神奈川区ミニバスケットボール大会開催に伴う ご協力について

協力依頼

青少年の健全育成及び健康と体力の増進を図ることを目的として、神奈川区内在住または在学の小学生を対象とした第 41 回ミニバスケットボール大会を開催します。

つきましては、各地区連合からのご協賛をお願いするとともに、ご多用中とは存じますが、よろしければ表彰式に御臨席くださいますようお願い申し上げます。

【開催日】 11 月 30 日（日）予選

12 月 7 日（日）決勝トーナメント・表彰式

【主催】 神奈川区ミニバスケットボール大会実行委員会

【会場】 予選：子安小学校、神大寺小学校、羽沢小学校

決勝：子安小学校

【依頼内容】

◇大会への協賛

地区連合町内会につき 3,000 円をお願いいたします。

※お手数ですが、11 月区連会の際に現金で集めさせていただきますので、どうぞ
よろしくお願い申し上げます。

◇表彰式への出席

地区連合町内会長様宛に 11 月の区連会にて案内状を送付いたします。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

神奈川区ミニバスケットボール大会実行委員会事務局（地域振興課）

担当：宮本・萩原 電話：411-7092 FAX：323-2502

横浜みどりアップ計画[2024-2028]1年目の 実績報告について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

2024 年 4 月からは 4 期目となる新たな 5 か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、1 年目の 2024 年度を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]2024 年度の実績概要リーフレット
- (2) 1 年目（2024 年度）の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること

みどり環境局戦略企画課 TEL：671-2712 FAX：550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL：671-2253 FAX：641-2775

横浜 みどりアップ計画

[2024-2028]

2024(令和6)年度の実績概要



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2009年から「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を進めています。このリーフレットは、2024(令和6)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。





市民とともに次世代につなぐ森を育む



森が守られています

●目標(36ha)を上回る面積の森を新たに保全しました。また、必要に応じて市で買取りを行い、残された大切な緑地を永続的に守っています。

緑地保全制度による樹林地の指定面積の推移

樹林地保全の進展

これまでのみどりアップ計画
(2009～2023年度)
15年間1082.5 ha

みどりアップ計画開始前
(1969～2008年度)
40年間861.9 ha



計画開始前の
3倍以上
のスピード
で保全を推進

2024年度
49.5ha

横浜みどりアップ計画期間中(2009～2024)に
合計1132.1 haを指定

※端数処理により、面積の合計が一致しません。



円海山近郊緑地特別保全地区
(磯子区)



羽沢町具行特別緑地保全地区
(神奈川区)

	緑地保全制度 による新規指定	市による 買取り	保全した 樹林地の整備
2024年度実績	49.5ha	7.2ha	推進
5か年の目標	180ha(36ha)	100ha[想定] (20ha[想定])	推進

森の手入れがされ、育まれています

●市民の森愛護会などと連携して、地域の特性を活かしつつ森を保全・管理する計画に沿って、森づくりを行いました。また、維持管理にお困りの所有者に対して助成を行いました。

	森の維持管理	維持管理の助成
2024年度実績	推進	134件
5か年の目標	推進	750件(150件)



上菅田町金草沢東特別緑地保全地区
(保土ケ谷区)

維持管理の助成を行った樹林地(南区)
作業前 → 作業後

森を知る・関わる・つながる機会が広がっています

●森づくりを担う人材の育成として、森づくり体験会や研修を行いました。市民が森に関わるきっかけづくりとして、市内大学などと連携したイベント開催等を行いました。



森づくり体験会(戸塚区)



森のネイチャーゲーム(瀬谷区)

	森づくりを担う 人材の育成	森づくり活動団体 への支援	市内大学や関係団体等との連携や 区主催による地域の森でのイベントの実施	学校と連携した きっかけづくり
2024年度実績	10回	36団体	115回	推進
5か年の目標	50回(10回)	175団体(35団体)	180回(36回)	推進

暮らしを豊かにするみどりと共に

緑は、わたしたちの暮らしに潤いを与えるだけでなく、多様な機能を持っています。緑を守り・つくり・育む、横浜みどりアップ計画の取組は、その機能を活用しながら地球温暖化など社会の様々な課題の解決にもつながっています。

市民の森とは・・・

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を市民の散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。

横浜みどりアップ計画開始から16か所増え、現在43か所が開園しています。市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など多くのボランティアが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「良好な森をつくる活動」を行っています。



上川井市民の森(旭区)

緑の多様な機能

- ▶防災・減災 ▶暑さを和らげる ▶多様な生き物のすみか
- ▶地産地消 ▶美しい景観 ▶環境教育・農体験
- ▶街の賑わい・魅力 ▶地域のコミュニティ など

そして ★健康づくり・レクリエーション

市民アンケート調査では、
今後「最もおこなってみたい取組」として
**森の散策・ウォーキングが
1位に**

横浜の身近な緑を楽しもう！

「市民の森」へ行ってみよう！

市民の森 横浜

検索



市民が身近に農を感じる場をつくる



柱2

水田・農地が保全されています

●水田や農地を維持するために支援を行い、多様な機能をもつ良好な農景観を保全しました。

	水田保全面積	遊休農地の復元支援
2024年度実績	112.5ha	0.89ha
5か年の目標	115ha	3.0ha(0.6ha)



農とふれあう機会が増えています

●市民が気軽に楽しめる収穫体験農園の開設支援や、横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など、農とふれあう場づくりを行いました。マルシェや直売所への開設支援や「はまふうどコンシェルジュ」によるイベント開催等の地産地消の取組を通じて、農とふれあう機会を増やしました。



	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室などの実施	直売所・青空市等の支援	市民や企業等との地産地消の連携
2024年度実績	3.38ha	119回	62件	15件
5か年の目標	19.5ha(3.9ha)	450回(90回)	285件(57件)	75件(15件)



市民が実感できる緑や花をつくる



柱3

まちなかでの緑が創出されています

●緑の少ない市街地でも身近に緑や花を実感できるよう、緑豊かな公園を整備しました。地域で愛されている桜並木の再生など街路樹による良好な景観づくりを進めました。

	シンボリックな緑の創出	街路樹による良好な景観づくり
2024年度実績	緑の創出 3か所	18区で推進
5か年の目標	緑の創出 5か所	18区で推進

2024年7月に開園しました



緑や花があふれる地域づくりの支援が行われています

●植栽や花壇の整備への助成、アドバイザー派遣などにより、地域で取り組む緑のまちづくりを支援しました。オープンガーデンをはじめ、緑や花を通じた地域のコミュニケーションの活性化を図りました。また校庭や園庭の芝生化や植樹、生きもののすみかとなるビオトープなど、子どもを育む空間での緑の創出を行いました。



	地域緑のまちづくり	緑や花を身近に感じる各区の取組	人生記念樹の配布	子どもを育む空間での緑の創出
2024年度実績	7地区	18区で推進	6,915本	28か所
5か年の目標	35地区(7地区)	18区で推進	40,000本(8,000本)	100か所(20か所)

緑や花で賑わいの空間がつくられています

●山下公園や日本大通りなど都心臨海部等で緑や花による魅力ある空間づくりを進めました。

	都心臨海部等の緑化による魅力ある空間づくり
2024年度実績	推進
5か年の目標	推進



広報の活動

横浜みどりアップ計画の取組と成果を多くの皆さまに知っていただくために、イベントへの出展や広報紙への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いた広報を展開しました。

みどりアップのイベントや体験スポット、「よこはまこどもみどりアップ」についてはこちらをご覧ください。



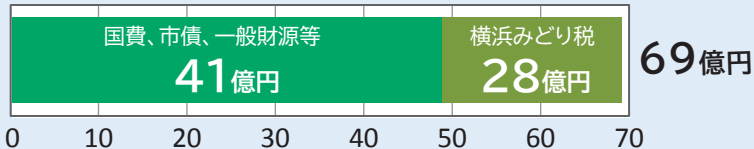
デジタルサイネージでのPR画像放映(関内駅北口)



よこはまこどもみどりアップ

事業費と横浜みどり税

● 1 か年(2024年度)の事業費(うち横浜みどり税)



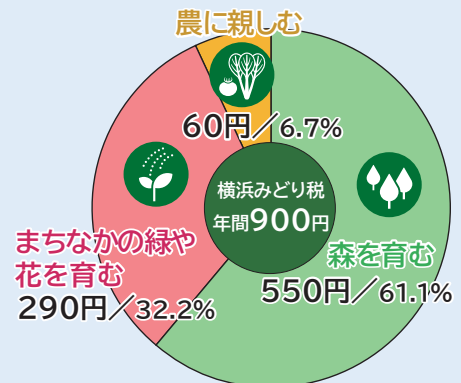
横浜みどり税の課税方法

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

● 一人当たりの横浜みどり税の使いみち



● 横浜みどり税の使いみち

使いみち① 樹林地・農地の確実な担保

- ・ 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・ 水田の保全 など

使いみち② 身近な緑化の推進

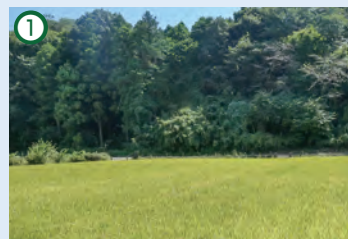
- ・ 地域緑のまちづくり
- ・ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり など

使いみち③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上

- ・ 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・ 街路樹による良好な景観づくり など

使いみち④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

- ・ 森づくりを担う人材の育成
- ・ 収穫体験農園の開設支援 など



寺家町での水田の保全(青葉区)



野庭団地での花壇の手入れ(港南区)



古橋市民の森における良好な森の育成(泉区)



自然観察講習会(保土ヶ谷区)

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている組織です。取組の検証や現地視察を踏まえ、評価・提案を報告書にまとめているほか、市民目線での情報発信を行っています。



取組の現地レポートはこちら

実績報告書は、市ウェブページをご覧ください。区ごとの実績もご覧いただけます。



横浜みどりアップ計画

検索



横浜みどりアップ 葉っぱー

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について

みどり環境局戦略企画課 TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775

【法人市民税】財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

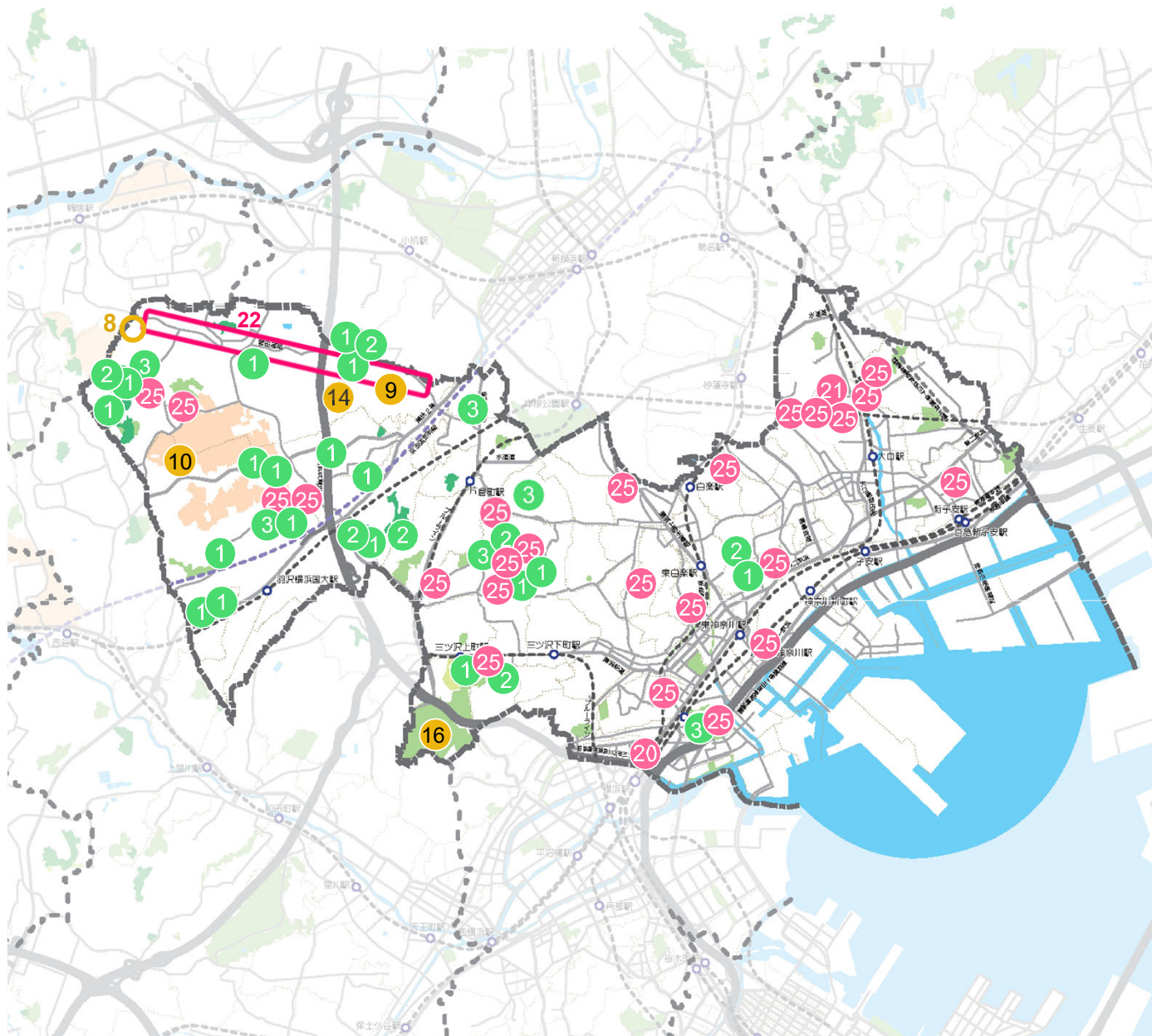
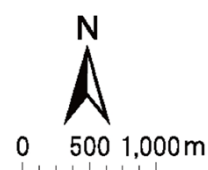
©Expo 2027

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

第4章 各区の実績

- ・各区における実績マップに示されている取組の場所は、実際の位置を正確に示すものではなく、おおよその目安としてご覧ください。
- ・市域全体から広く参加者を募ったイベントや講座など、全市的に効果が及ぶものは各区の実績には含めていません。

神奈川区における実績



凡例

- 柱1 次世代につなぐ森を育む
- 柱2 農を感じる場をつくる
- 柱3 実感できる緑や花をつくる

※○の中の番号は、取組番号を示します

- 8 取組8 水田の保全
- 18 取組18 並木の再生
(街路樹による良好な景観づくり)
- 22 取組22 地域緑のまちづくり

- 特別緑地保全地区
- 市民の森・ふれあいの樹林
- 公園緑地
- 農業専用地区
- 主な道路
- 高速道路
- 鉄道・鉄道駅

4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
新規指定 羽沢町具行特別緑地保全地区



取組 6 森に関わるきっかけづくり
神奈川図書館との連携による森のネイチャーゲームの開催 立町みはらし公園



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組 16 市民や企業等との連携
横浜FCホームゲームにおける横浜農場PRイベントの実施 三ツ沢公園



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

取組 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
地域の花いっぱいにつながる取組
球根・堆肥の配布 六角橋六丁目公園



取組 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
緑や花を身近に感じる各区の取組
親子で咲かせるはじめてのミニガーデン



横浜みどりアップ計画 2024年度実績報告書

取組 24 人生記念樹の配布
JA横浜メルカートかながわ



4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

●取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

・緑地保全制度による新規指定

特別緑地保全地区 0.40ha

羽沢町具行特別緑地保全地区

源流の森保存地区 0.44ha

菅田町／羽沢町

寄付緑地等 0.50ha

三枚町矢崎特別緑地保全地区隣接地／白幡西緑地隣接地／(仮称)三枚町公園

・市による買取り

特別緑地保全地区 1.10ha

神大寺二丁目特別緑地保全地区／菅田町赤坂特別緑地保全地区／羽沢町相原特別緑地保全地区／羽沢南四丁目特別緑地保全地区

・保全した樹林地の整備

8か所 神大寺二丁目特別緑地保全地区／菅田町出戸谷特別緑地保全地区／菅田町堀上特別緑地保全地区(2か所)／羽沢町相原特別緑地保全地区／羽沢町綿打特別緑地保全地区／羽沢南四丁目特別緑地保全地区／豊顕寺市民の森

●取組2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

・森の維持管理

樹林地 7か所

神大寺二丁目特別緑地保全地区／三枚町特別緑地保全地区／三枚町牛道根特別緑地保全地区／菅田町赤坂特別緑地保全地区／菅田町堀上特別緑地保全地区／豊顕寺市民の森／白幡西緑地

●取組3 指定した樹林地における維持管理の支援

・維持管理の助成

9か所 青木町／神大寺二丁目／神大寺四丁目／三枚町／菅田町(2か所)／羽沢町(3か所)

●取組6 森に関わるきっかけづくり

・市内大学や関連団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施

2回 各種イベント(2回)

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

●取組8 水田の保全

・水田保全面積

0.12ha 菅田町

●取組9 特定農業用施設保全契約の締結

・特定農業用施設保全契約の締結

1件 菅田町

●取組10 農景観を良好に維持する活動の支援

・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

集団農地維持活動団体 1件

神奈川農地整備組合

農地縁辺部への植栽 1件

神奈川農地整備組合

・周辺環境に配慮した活動への支援

緑肥作物等による環境対策 0.9ha

羽沢町(8か所)

●取組14 地産地消にふれる機会の拡大

・地産地消にふれる機会の拡大

直売所・青空市等の支援

直売所・加工所 1件

菅田町

●取組16 市民や企業等との連携

・市民や企業等との連携

企業等と連携した地産地消の推進

横浜FCホームゲームにおける横浜農場PRイベントの実施(ニッパツ三ツ沢球技場)

4 各区の取組

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

●取組18 街路樹による良好な景観づくり

・街路樹による良好な景観づくり

良好な維持管理 384本

新横浜通り／栄本町線ほか

●取組20 建築物緑化保全契約の締結

・建築物緑化保全契約の締結

1件 鶴屋町

●取組21 名木古木の保存

・名木古木の保存

維持管理の助成 2件

松見町(2件)

●取組22 地域緑のまちづくり

・地域緑のまちづくり

協定締結終了地区の支援 1地区

菅田地区

●取組23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

・緑や花を身近に感じる各区の取組

各区の取組

神奈川区内の花と緑のスポットマップ作成／区民向け
ガーデニング講座

身近な公共施設での緑の育成 2か所

神奈川区庁舎／砂田川花壇

地域の花いっぱいにつながる取組

球根の配布(赤坂公園など136か所)／花苗の配布(赤
坂公園など137か所)／堆肥の配布(赤坂公園など
137か所)

●取組24 人生記念樹の配布

・人生記念樹の配布

426本

●取組25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の 創出・育成

・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

緑の創出 2か所

神大寺保育園／羽沢小学校

緑の育成 22か所

神大寺保育園／西菅田保育園／松見保育園／青木小
学校／浦島小学校／大口台小学校／神奈川小学校／
神橋小学校／神大寺小学校／幸ヶ谷小学校／子安小
学校／斎藤分小学校／白幡小学校／菅田の丘小学校
／中丸小学校／西寺尾小学校／西寺尾第二小学校／
羽沢小学校／二谷小学校／三ツ沢小学校／南神大寺
小学校／盲特別支援学校

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



横浜みどり税の 使途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税（年間 900 円）の使いみち

農に親しむ

- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう（農体験）

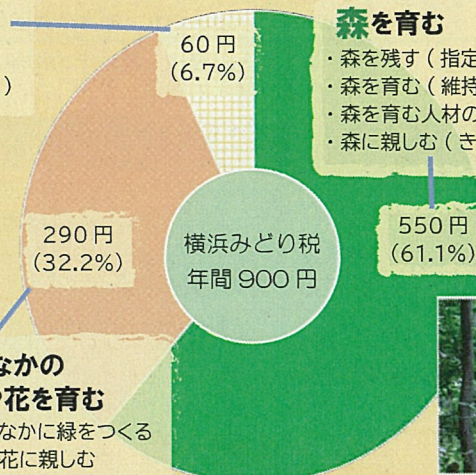


まちなかの 緑や花を育む

- ・まちなかに緑をつくる
- ・緑や花に親しむ

森を育む

- ・森を残す（指定・買取り）
- ・森を育む（維持管理など）
- ・森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- ・森に親しむ（きっかけづくり）



横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に
農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる
緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様に取り組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。



●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で 譲与 (令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用)
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

●「横浜みどり税」について

▶区役所税務課

または 財政局税務課

電話：045-671-2253

FAX：045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について

▶みどり環境局戦略企画課

電話：045-671-4214

FAX：045-550-4093

感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の推進のお願い【周知依頼】

1 事業の趣旨

5月の区連会において、地震発生時における通電火災や家具転倒による負傷等の防止を目的とした感震ブレーカー及び家具転倒防止器具に関する補助制度についてご説明させていただきました。

本事業は昨年度から補助を拡充し、皆様の御協力のもと、区内の多くの方にお申し込みいただいております。

引き続き令和8年1月末まで申し込みを受け付けておりますので、地域での周知に改めて御協力いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※取付代行については、申請要件があります。

4 その他

チラシの提供について

イベント等での配布や回覧等に御協力いただける場合は、下記連絡先までチラシの種類（感震ブレーカー、家具転倒防止器具）と部数をお知らせいただけると幸いです。（自治会町内会以外の団体からの御要望も承ります。）

【連絡先】

横浜市役所総務局危機管理室地域防災課

T E L : 045-671-3456

メール : so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

総務局地域防災課

担当 海野、山羽、寒河江

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！

重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

↓ 折り線①

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社 行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープでここをしつかり止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

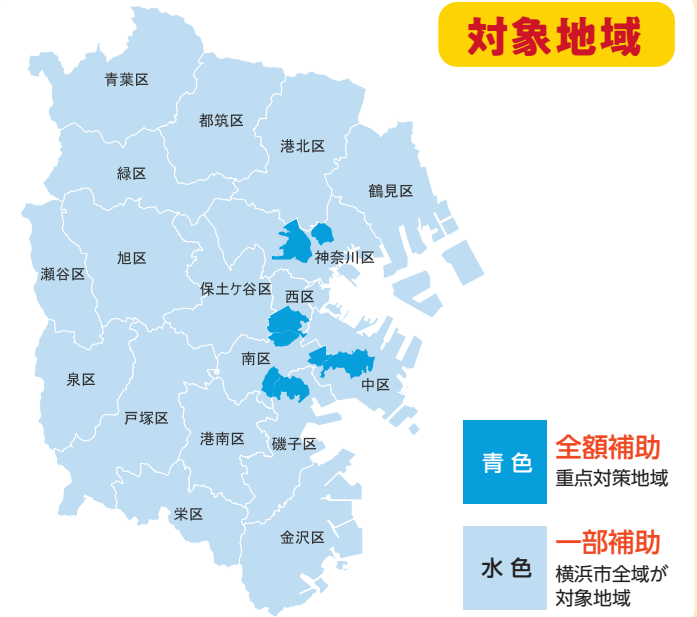
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

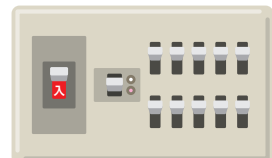
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

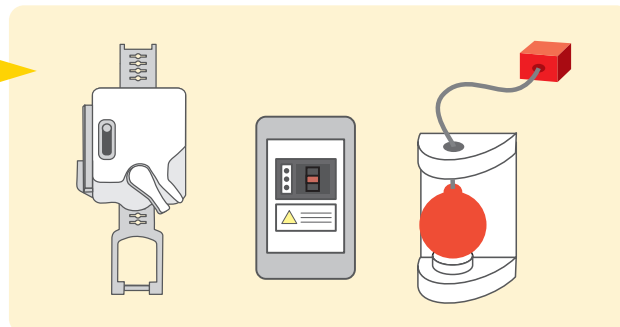
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 中区	● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目	
	赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 大平町 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野	● 南区 大岡1丁目 大岡2丁目	

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

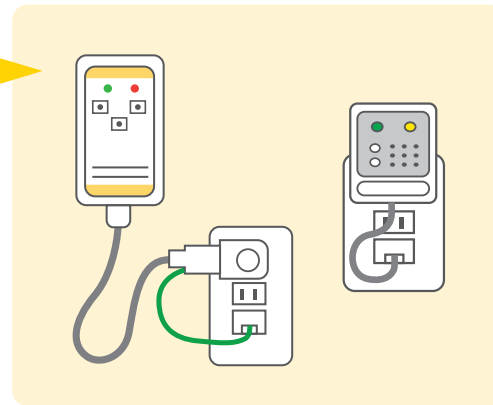


分電盤



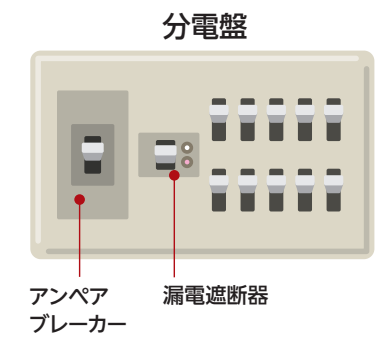
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55		縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体 を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。 おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセント に差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差し込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日
(取付支援を
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降
月 日

取付希望
時間帯

☐ 午前 9時～12時
・
☐ 午後 12時～18時

3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

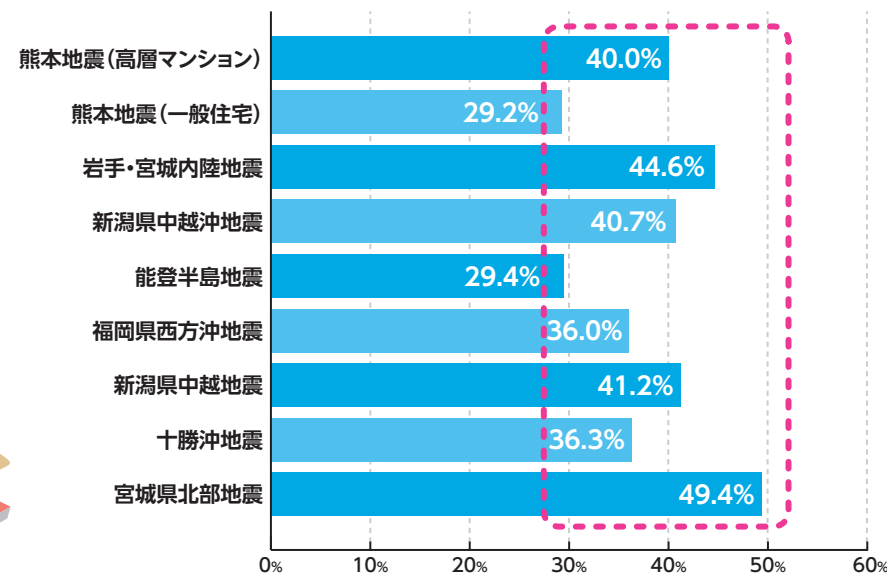
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

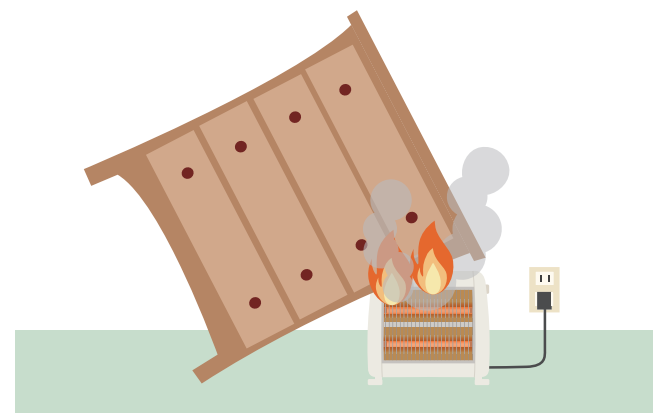


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 Eーディフェンス)



家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

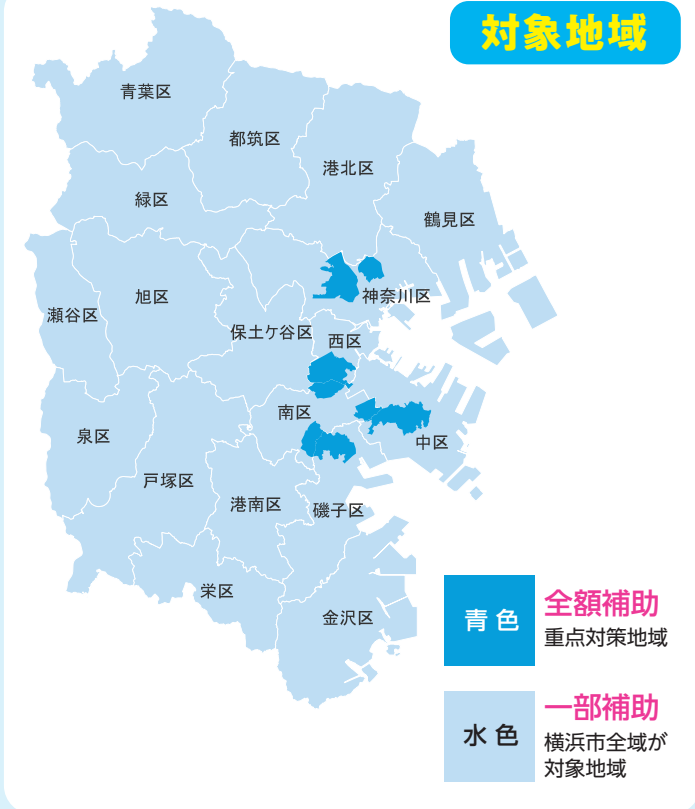
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
簗沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

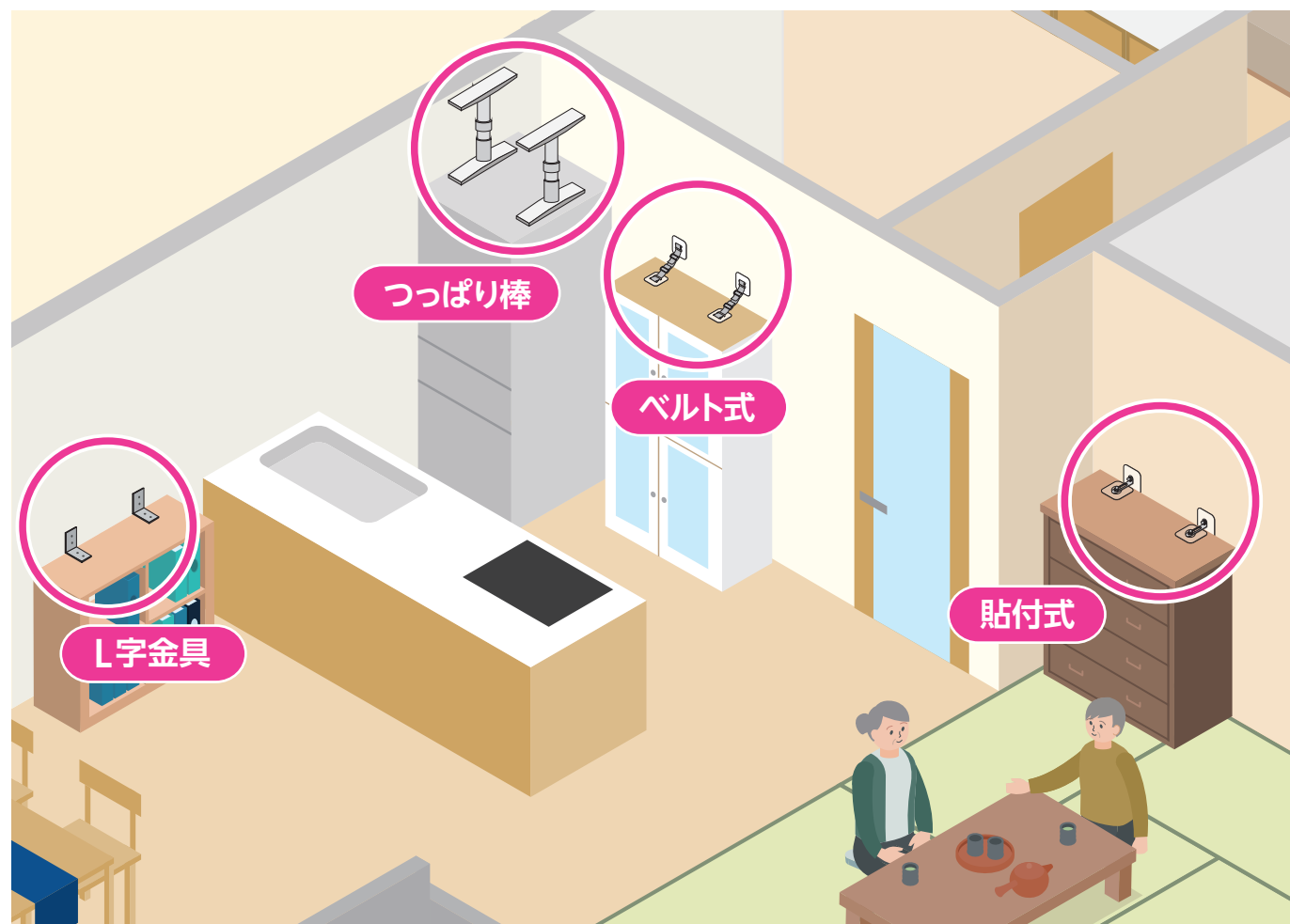
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者
手帳の交付を
受けている
- ウ 愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている
- エ 精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている
- オ 介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている
- カ 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で
決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を 補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付 けるタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃 貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)／個(セット) 中: 935円(税込)／個(セット) 大: 1,045円(税込)／個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定を させるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」に お勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)／個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支える タイプで、「タンス」や「冷蔵 庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)／個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴を あける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)／個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員が</u> いずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について(情報提供)

1 趣旨

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約 10 年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめたので市民の皆様からの御意見を募集します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

(2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

(3) 様式の変更

- ・ 施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

4 意見募集期間

令和7年 11 月 10 日(月)～令和7年 12 月9日(火)

5 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

6 募集案内配架場所等

- (1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか
- (2) 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html>

7 添付資料

別紙 意見募集概要

担当:医療局食品衛生課食品衛生係
瀬戸、新井
電話:045-671-2460
FAX:045-550-3587

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部が変わります

～皆さんの御意見をお聞かせください～

別紙

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

変更点

1 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

2 食品の取扱い

一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記します。

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

3 様式

施設設備の欄から「床面」の項目を削除し、担当者連絡先の欄を追加します。

次の内容は、今までと変わりありません。

要領の対象となる行事：自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

行事で提供する食品：「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。
提供直前に加熱しないもの（かき氷・餅つきなど）は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

意見募集の概要

1. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月9日(火)

2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



行事開催届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。
なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主催者	団体名			
	代表者名			
	住所・所在地			
	連絡先	()		
行事概要	開催場所 所在地・名称	横浜市 区		
	行事の名称			
	開催日時	年 月 日 () ~ 月 日 () (時 分 ~ 時 分)		
	行事の種類	ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する行事 イ 市が主催又は共催する行事 ウ 神社、仏閣等を運営する宗教法人及びその関係団体が主催する行事 エ 学校、学童クラブなどの各種団体が主催する行事 オ 企業が主催する地域住民等に対して行う行事 カ 市の一環として、行事の形態で行う場合は除く。) ク () が主催する行事		
	調理人数(想定)	【出店店舗数】調理： 販売：		
施設設備	区画	☐ 屋内 ☐ 屋外 (☐ 囲い有 ☐ その他 ())		
	手洗設備	【給水】 ☐ 水道 ☐ 蛇口付給水タンク 【廃水】 ☐ 既存排水設備 ☐ 廃水タンク 【消毒薬剤等】 ☐ せっけん ☐ 消毒剤 【手拭き】 ☐ ペーパータオル ☐ 個人持ちタオル ☐ その他		
	食器	☐ 使い捨て容器 ☐ リユース食器		
担当者	【所属・氏名】			
	【連絡先】			

施設設備の欄から「床面」の項目を削除

担当者欄を追加

身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

身寄りのない高齢者等の支援に向け、情報登録事業及び相談窓口を開始するとともに、リーフレットを作成します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 情報登録事業

(1) 事業の概要

「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を、事前に市に登録できる「情報登録事業」を今秋から開始します。

お預かりした情報は、いざという時にご本人の意思の反映につながるよう、警察、消防、医療機関にお伝えします。

(2) 対象となる方

市内在住の 65 歳以上の方

(3) 登録項目

- ①かかりつけ医療機関（2 か所まで） ②エンディングノート・もしも手帳の有無、保管場所
- ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先（3 名まで）
- ⑤葬儀、遺品整理等の生前契約先（2 か所まで） ⑥納骨先 ⑦遺言書の保管場所

(4) 開始時期及び登録・開示の流れ

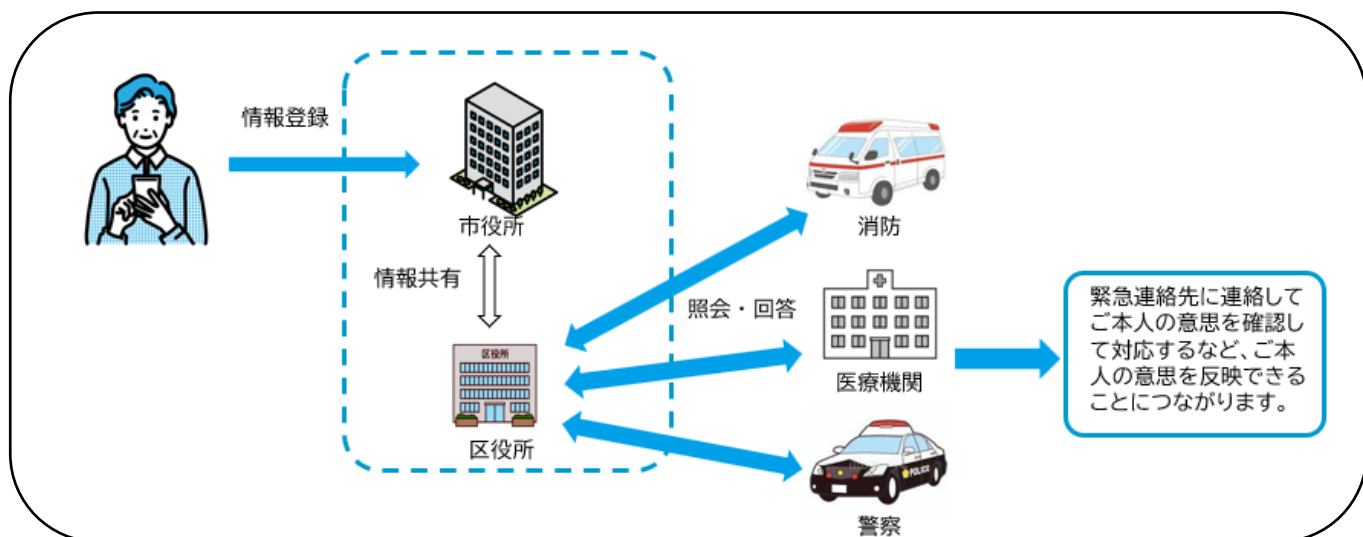
ア 令和 7 年秋

- ①登録を希望される方はスマートフォンやパソコン等を使って、電子申請システムで市に情報を登録します。

イ 令和 8 年 4 月以降（予定）

- ②市から、登録した方に「登録カード」と「登録内容確認書」を発行します。
- ③警察、消防、医療機関は、ご本人の「いざという時」に、ご本人の情報登録の有無を区役所に照会します。
- ④区役所は、システムに登録された情報を確認して、警察、消防、医療機関からの照会に回答します。

ウ 登録・開示の流れ



4 相談窓口の設置

(1) 事業の概要

「終活」に関するお困りごとや情報登録に関するご相談をお受けするため、横浜市社会福祉協議会に相談窓口を設置します。

(2) 設置時期

令和7年秋

(3) ご相談いただける内容

- ・任意後見制度のご案内 ・遺言、遺贈、民事信託等のご案内
- ・相談内容により、権利擁護事業、専門相談への繋ぎ
- ・国ガイドラインや今後作成するリーフレット等に沿った民間事業者を選ぶ際の留意点の説明 等

5 リーフレットの作成

(1) 事業の概要

安心して将来に備えられるよう、終活に関する情報をまとめたリーフレット「終活みちしるべ」を作成します。

(2) 発行時期

令和7年秋

(3) 記載内容

- ・将来に向けて必要となる備え
- ・利用できる行政サービス
- ・終活サービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点 等

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

地区連合町内会長 各位

神奈川区総務課長 宍戸 史織

緊急時情報受伝達システムのメール配信システムの変更及び発信訓練の実施について（通知）

仲秋の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から神奈川区の防災行政につきまして、御協力いただきありがとうございます。

さて、神奈川区では、令和 2 年度からメール及び電話で避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、令和 7 年 7 月から 8 月にかけて災害情報等を発信したところ、登録者へのメール不着が多数見受けられました。そのため、当該事案が解消するまでの間、メールのみ配信システムを変更するとともに、変更に伴う発信訓練を実施します。

なお、登録情報の移行は神奈川区で行いますので、登録者に追加の作業は生じません

1 メール不着の原因について

原因を調査したところ、神奈川区が外部サービスを利用して登録者にメールを送信するにあたり、ドメイン認証に必要な設定ができていないことで、なりすましメールと判定されている可能性が高いことが分かりました。解消に向け対応を進めていますが、市の情報セキュリティの都合上、設定等に時間を要する見込みです。そのため、設定等が完了するまでの間、メールの発信システムを変更し、横浜市のシステムである「横浜市メーリングリスト」より発信します。

2 横浜市メーリングリストによる発信訓練について

(1) 実施日程

令和 7 年11月21日（金）午後 2 時頃

(2) 実施内容

横浜市メーリングリスト（kanagawa-bousai@ml.city.yokohama.lg.jp）より訓練通知を発信しますので、受信確認をお願いします。

なお、従来のシステムにあった開封状況の登録機能はございませんので、登録しているのに届かなかった場合のみ、担当宛ご連絡ください。

3 その他

メーリングリストによる発信を開始した場合や、従来のシステムにおける不着の原因が解消した場合でも、メールという連絡手段の性質上、電波状況やサーバー障害等により不着となる恐れがあります。神奈川区の緊急時情報受伝達システムはメール及び電話にて情報発信を行っていますので、メール及び電話の両方の登録にご協力をお願いいたします。

登録情報変更用二次元コード



（横浜市電子申請システムに遷移します）

担当 神奈川区総務課 奥田、杉田

電話 045 - 411 - 7004

F A X 045 - 324 - 5904

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 特別市シンポジウムの開催

「特別市」の必要性や、実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にも指定都市市長会と共催でシンポジウムの開催を調整しています。詳細は、改めてご案内します。

(1) 日程等

日時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：鶴見公会堂（鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

12月10日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・ 今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・ 横浜の未来の選択肢である「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

4 出前説明会のご案内

市職員がお伺いして、「特別市」の内容について直接ご説明する出前説明会を実施しています。自治会・町内会をはじめ、少人数のグループでも構いません。お気軽にお問い合わせください。

5 特別市の法制化に関する最近の動向

(1) 国における議論

昨年 12 月、総務省が「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市等の議論を行い、6 月に報告書が取りまとめられました。

(2) 県内三政令市で連携した取組状況

8 月 26 日、「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめました。



(3) 指定都市を応援する国会議員の会の決議

6 月 19 日、政令指定都市に関係する約 200 名の超党派国会議員で組織される「指定都市を応援する国会議員の会」（会長：逢沢一郎衆議院議員）が、「我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を求める決議を行い、9 月 4 日、会長が内閣総理大臣、総務大臣に決議文を提出しました。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・渡邊・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

2025
(令和7年)

12/14(日)「特別市」

13:30~15:30 (開場 13:00)

会場 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階)
JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分 (改札出て西口へ)

定員 300名 **参加費無料** (事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん
一橋大学教授



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也さん
一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

登壇者 山中 竹春 横浜市長
紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰
辻 琢也さん 一橋大学教授
司 会 佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

横浜の未来を用意する

「特別市」の早期法制化へ

シンポジウム

参加申込みは
こちら



— 主催 —
横浜市



お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

「特別市」シンポジウム 横浜の未来を用意する -「特別市」の早期法制化へ

「特別市」 とは

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。

登壇者プロフィール



山中 竹春

横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



紺野 美沙子さん

俳優・朗読座主宰

1980年、慶応義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画(UNDP)親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から「紺野美沙子の朗読座」を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん

一橋大学教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: **12月10日(水)**

※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は**12月11日(木)**までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →

FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。



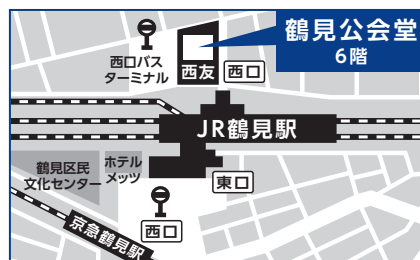
アクセス

鶴見公会堂

(鶴見区豊岡町2-1
フーガ1 6階)

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだけ
電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。

JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分
(改札出て西口へ)



FAX 申込用記入欄

フリガナ

氏 名

年 代

居住地

アンケート

ご希望の方のみ

電 話 番 号

メールアドレス

☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

☐ 横浜市内()区 ☐ 神奈川県内 ☐ 神奈川県外

①「特別市」について、知っていますか?

☐ 名称も内容もよく知っている ☐ 名称は知っているが、内容は知らない ☐ 名称も内容も知らない

②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

☐ 車いす席 ☐ 手話通訳 ☐ 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウム開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前イベントの一環として、シンポジウムを開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 シンポジウム概要

(1) 日時： 11 月 19 日（水）18 時から（17 時半 開場予定）※参加費無料

(2) 会場：関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール
（最寄駅：JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約 2 分）

(3) 内容

ア テーマ：ユース世代と考える 地球と共に生きる身近なアクション

イ 登壇者

(ア) 開会挨拶

(イ) GREEN×EXPO 2027 の説明： GREEN×EXPO 協会担当者

(ウ) 基調講演：佐座 槇苗 氏（一般社団法人 SWITCH 代表理事）

(エ) 特別コンテンツ：ジョイマン（吉本興業）

(オ) パネルディスカッション：佐座氏、市内大学生等

4 申込方法

10 月 22 日（水）から専用 WEB ページによりお申し込みいただけます。先着 500 名。

※専用ページについては別途本市 HP でご案内いたします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

開催500日前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウنگトウング

©Expo 2027

ユース世代と考える 地球と共に生きる 身近なアクション



基調講演・パネリスト

佐座 槇苗

一般社団法人SWITCH 代表理事
サステナビリティ・アドバイザー



特別コンテンツ

ジョイマン

吉本興業所属のお笑いコンビ。
高木 晋哉(左)、池谷 和志(右)

先着500名
参加費無料
事前申込

日時 2025年(令和7年)11月19日(水) 18:00-19:45(17:30開場)

会場 関東学院大学 テンネー記念ホール

横浜市中区万代町1-1-1(JR京浜東北/根岸線/横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅から徒歩2分)

プログラム 司会: 篠原 光 氏(元日テレアナウンサー)

開会挨拶、GREEN×EXPO 2027の紹介、基調講演、特別コンテンツ、パネルディスカッション

パネリストとして市内大学生も参加!

応募方法

① WEBで申し込み



二次元コードを読み取り、
専用サイトから
お申し込みください。

② メールで申し込み

ge500-sympo-entry@ge500symposium.city.yokohama.lg.jp

件名に「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、
氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、年齢、居住地、
手話通訳の有無を明記してご送信ください。

③ FAXで申し込み

045-565-5075

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、年齢、
居住地、手話通訳の有無、
「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、送信ください。

主催: 横浜市

共催: GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

お問い合わせ: GREEN×EXPO 2027シンポジウム事務局

☎ 045-565-5079 10:00-17:00(土日祝を除く)

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)
博覧会種別: A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)

リチウムイオン電池等の収集開始について（お願い）

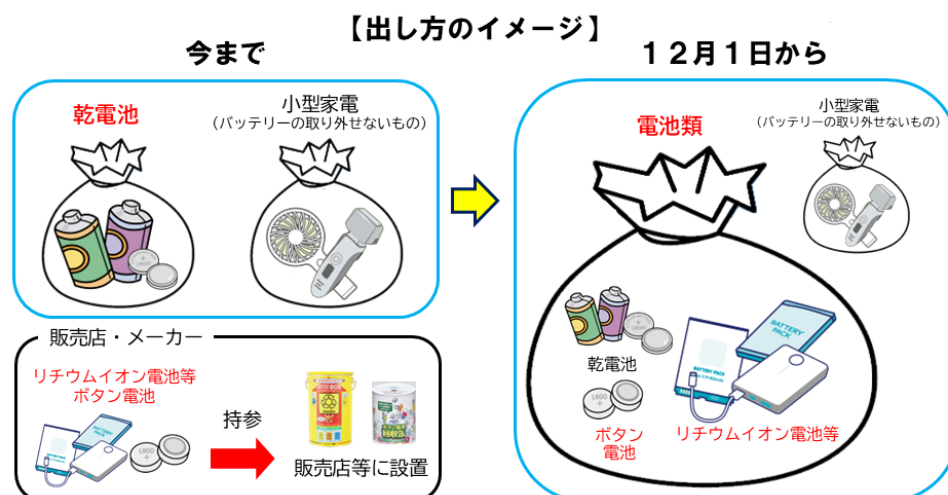
近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池等が原因とされる収集車や廃棄物処理施設の火災事故が各地で発生し、報道されております。

リチウムイオン電池等につきましては、現在、横浜市では直接回収しておらず、市民の皆様には、購入先にご相談するか、公共施設や販売店などに設置されているリサイクルボックスにお出しいただくようご案内しておりますが、本市としまして、危険性などについて周知を図るとともに、市民の皆様が廃棄しやすい環境を整える必要があると考え、**令和7年12月1日からリチウムイオン電池等の集積場所における収集を開始すること**といたしました。

つきましては、収集開始に関する旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 収集開始日

令和7年12月1日（月）から



※膨張・破損したリチウムイオン電池等につきましては、お手数をおかけしますが、各区収集事務所までお持ち込みください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 資料（別添）

リチウムイオン電池等の回収開始チラシ

担当：業務課資源化係

大野（貢）、大野（修）

電話／FAX：671-3819／662-1225

e-mail：sj-gyomu@city.yokohama.jp

2025年12月1日から

リチウムイオン電池等の 収集を開始します!

週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として
一つの袋で出してください

家庭から出るすべての電池類が対象です

リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの
〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



乾電池



コイン電池



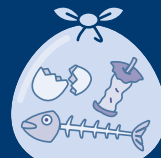
ボタン電池



他のごみとは
混ぜないで



横浜市資源循環局
マスコットイオ



燃やすごみ



バッテリーの
取り外せない小型家電

※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。

※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に別の袋でお出してください。

⚠ 集積場に出してはいけないもの

■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等



■ ポータブル電源

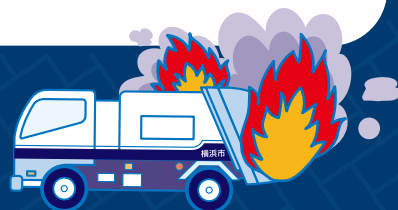
資源循環局収集事務所に
お持ち込みください。

回収時間 9:00~16:00(月曜日~土曜日)
(11:30~13:30は避けてください。)

※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。

※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による
火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



お問合せ先 資源循環局 各区収集事務所

詳細はこちら ▶



令和7年10月17日

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

高齢者・自転車等の事故防止に向けたチラシの配付について(情報提供)

平素から、区内の交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

神奈川警察署の人身交通事故発生状況によれば、令和7年8月末時点の神奈川区内の高齢者、自転車等の交通事故は、前年と比較して2～4割程度増加しています。

そのため、高齢者等の交通事故を防止する観点から、別添のチラシを作成しました。

つきましては、10月配送便にて各自治会町内会長様あてに2種類1枚ずつ、参考までにお送りいたします。

1 配付資料

- (1) 「今の運転で大丈夫ですか？」と題するチラシ
- (2) 「自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。」と題するチラシ

担当事務取扱者

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所地域振興課

担当:桑野、松澤、段 TEL411-7095

高齢ドライバーによる事故が発生しています

今の運転で大丈夫ですか？

視覚機能の
低下による
見落とし

反射神経の
衰え

判断ミス

運転技術への
過信

- 体調に不安を感じたら運転しない
- 心と時間にゆとりを持った運転を

✓ 運転時認知機能チェックリスト

- ☐ 車のキーや免許証などを探し回ることがある。
- ☐ 道路標識の意味が思い出せないことがある。
- ☐ スーパーなどの駐車場で自分の車を停めた位置が分からなくなることがある。
- ☐ 良く通る道なのに曲がる場所を間違えることがある。
- ☐ 車で出かけたのに他の交通手段で帰ってきたことがある。
- ☐ アクセルとブレーキを間違えることがある。
- ☐ 曲がる際にウインカーを出し忘れることがある。
- ☐ 反対車線を走ってしまった(走りそうになった)。
- ☐ 右折時に対向車の速度と距離の感覚がつかみにくなった。
- ☐ 車間距離を一定に保つことが苦手になった。
- ☐ 合流が怖く(苦手)になった。
- ☐ 駐車場所のラインや、枠内に合わせて車を停めることが難しくなった。
- ☐ 交差点での右左折時に歩行者や自転車が急に現れて驚くことが多くなった。
- ☐ 運転している時にミスをしたり危険な目にあったりすると頭の中が真っ白になる。
- ☐ 同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった。

提供：NPO 法人高齢者安全運転支援研究会 監修：日本認知症予防学会理事長 浦上克哉

3つ以上の項目にチェックが入る人は要注意です。
認知症予防や安全運転につとめ、気になる方は
専門医の受診を検討しましょう。

横浜市・横浜市交通安全対策協議会



運転に不安を感じたら...

事故をおこしてしまう前に

運転免許自主返納を お考えください



「運転経歴証明書」は、次に当てはまる方が申請できます。

- 運転免許の有効期限内に自主返納する方
- 運転免許を自主返納後5年以内の方
- 更新を受けずに失効後5年以内の方



運転経歴証明書は、「身分証明書」としても利用できます。

また、協賛企業・団体等のサービスも受けられる証明書にもなります。

※一部身分証明書として利用できない場合もあります。



メリット

- 各種施設の入館割引
- スーパー、デパートでの割引



※詳細は神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会HPをご覧ください。

お問合せ先

高齢者やその家族が認知症の診断や
免許返納に関する相談ができる専用窓口

☎ #8080 (専用)

※電話番号は「#8080」で、神奈川県警察の専用窓口につながります。

運転経歴証明書の申請手続きについて

運転免許センター運転免許課免許申請係

☎ 045-365-3111 (代表)

協賛企業・団体等のサービスについて

神奈川県警察本部交通総務課安全係

☎ 045-211-1212 (代表)

敬老パス

を利用してお得に外出しましょう！

交付を希望される方はお住まいの区の高齢・障害支援課へお問合せください。

〈対象：70歳以上、所得に応じた自己負担あり〉

横浜市内の路線バス・市営地下鉄・金沢シーサイドラインで
利用できます。



歩行中の事故にも注意！

夜道では**反射材**をつけましょう

慣れた道でも交通ルールを守って歩き、交通事故から身を守りましょう



！ 自転車に乗るときは ヘルメットを かぶりましょう！

令和5年4月から全ての自転車利用者の
乗車用ヘルメット着用が
努力義務となっています。



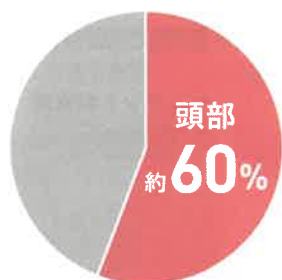
知っていますか？

自転車事故で
亡くなられた方の

約6割が

頭部に致命傷を
負っています。

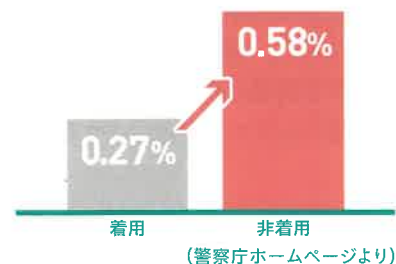
自転車乗車中死者の人身損傷主部位別
(平成30～令和4年合計)



(警察庁ホームページより)

自転車事故で
ヘルメットを着用して
いなかった方の
致死率は、
着用していた方に比べて
約2倍です。

自転車乗用中の
ヘルメット着用状況別の致死率
(平成30～令和4年合計)



大切な命を守るため、自転車に乗るときは
ヘルメットをかぶりましょう！

改定した 自転車安全利用五則 を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

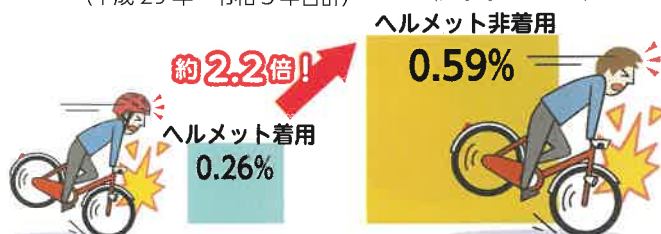
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

(内閣府資料)

Kanagawa Flower Rally

神奈川区商店街花ラリー

スタンプラリー実施期間

2025

2026

11.1(土) ▶ 1.31(土)

神奈川区内的のお店を巡って素敵な賞品を当てよう！

詳細はこちらから



異なる3店舗のスタンプを集めた方

特別賞

各3名

A 花Lab.Nocturne 羽沢横浜国大店

お食事券 10,000円分

[5,000円×2枚]

協賛



B

花と緑のギフト券

10,000円分

[1,000円×10枚]



C 無印良品

超音波うるおい
アロマディフューザー&
エッセンシャルオイルセット
(くつろぎブレンドフローラル10ml)



3個以上スタンプを集めた方

花ラリー賞

協賛

各5名

[神奈川区の企業からのプレゼント]

1 ニッポン

エキストラバージン
オリーブオイル
ヨーロピアンブレンド



2 三本珈琲

サンシャインブレンド
[レギュラーコーヒー
270g粉]



3 カリタ

MI-185ドリッパー
[ピスタチオ]



4 太陽油脂

パックスナチュロン
ハンドソープ&ハンドクリームセット



または「神奈川区内商店街・お店からのプレゼント」
「かごにゃんランチバック」



相続を「争続」に しないために

～元気なうちに学ぶ！

「遺産分割・相続税」の基礎知識～

講師：2級ファイナンシャル・プランニング技能士/
トータルライフコンサルタント 東原 慎

【日 時】 令和7年 12月5日（金）

14：00 ～ 16：00（受付 13：30）

【場 所】 神奈川区役所 本館5階 大会議室

所在地：横浜市神奈川区広台太田町3-8

（地域振興課 電話：411-7086）

交 通：東急東横線・「反町」駅下車、徒歩約7分

ＪＲ線・「東神奈川」駅西口下車、徒歩約7分

京浜急行線・「京急東神奈川」駅下車、徒歩約9分

*裏面の案内図をご参照ください。



【参加費】 無 料

【定 員】 80名（事前申し込み、先着順）

●参加方法：横浜市電子申請システムまたは電話、FAXにて、
事前にお申し込みをお願いします。

電話：045-411-7086

FAX：045-323-2502

11/11（火）
午前9時～
受付開始



電子申込はこちらから

*手話通訳をご希望の方は、開催日3週間前（11/13）までに、
当センターまでご連絡ください。

問合せ先：横浜市消費生活総合センター「消費生活教室」担当

電話：045-845-5640 FAX：045-845-7720

センター
ホームページ

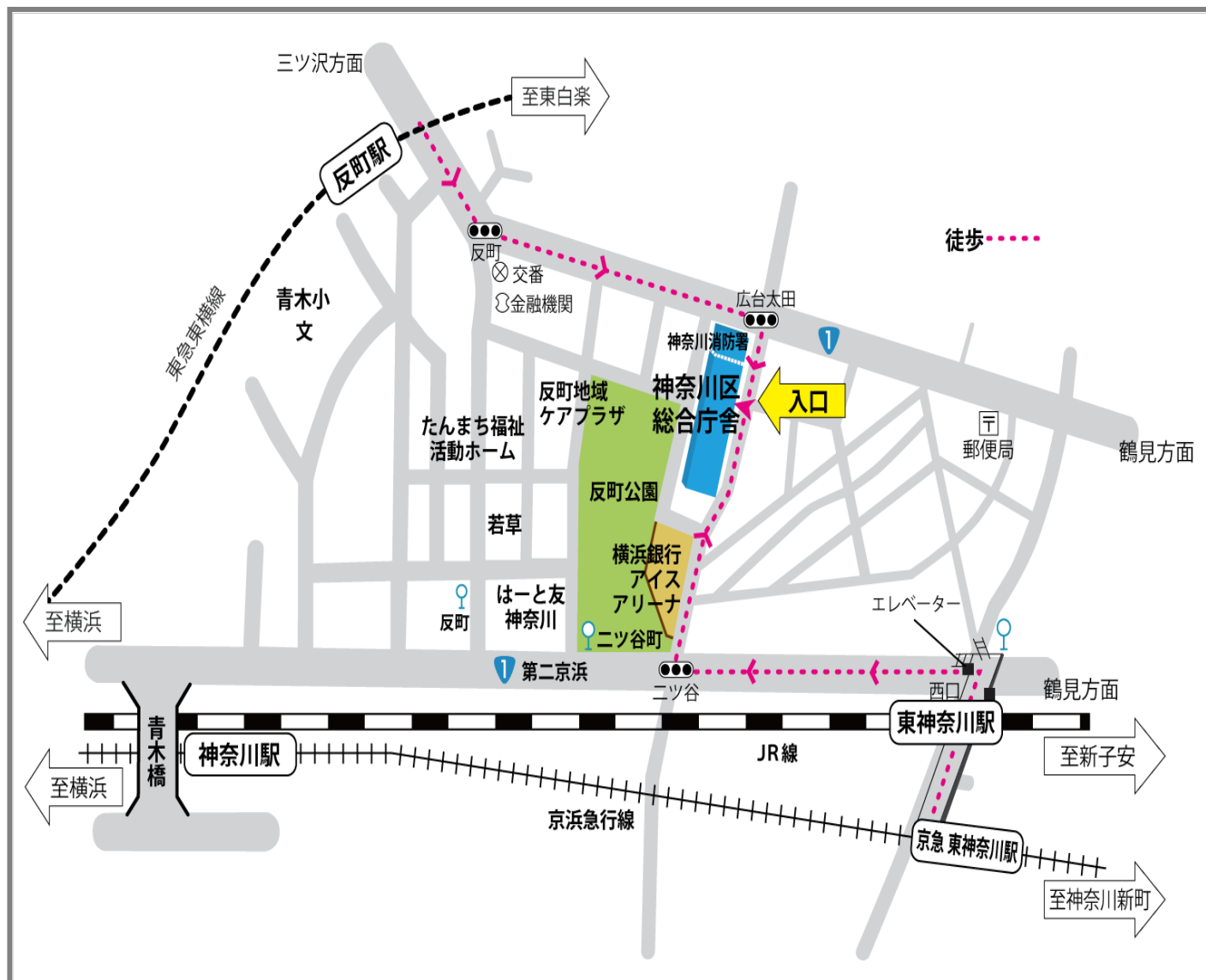


共催：横浜市消費生活総合センター・神奈川区役所

横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp>

神奈川区役所ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/>

会場ご案内図



[所在地]

横浜市神奈川区広台太田町3-8 神奈川区役所 本館5階 大会議室
(地域振興課 電話：411-7087)

[交通]

- ・ 東急東横線：「反町」駅下車、徒歩約7分
- ・ JR線：「東神奈川」駅西口下車、徒歩約7分
- ・ 京浜急行線：「京急東神奈川」駅下車、徒歩約9分